

承認第 6 号

令和 8 年度京田辺市一般会計補正予算（第 2 号）（案）に対する意見について

令和 8 年度京田辺市一般会計補正予算（第 2 号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 8 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、令和 8 年度京田辺市一般会計補正予算（第 2 号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。



令和 8 年（2026 年） 8 月 2 5 日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔公 印 省 略〕

令和 8 年度京田辺市一般会計補正予算（第 2 号）（案）（教育
費関係）に対する意見聴取について（回答）

令和 8 年 8 月 2 5 日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記の
とおり回答します。

記

意見はありません。



令和8年8月25日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
〔公印省略〕

令和8年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）（教育費関係）
に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 事務局費	千円 408,124	千円 3,616	千円 411,740	千円 0	千円 0	千円 0	千円 3,616
3 学校教育支援費	258,757	1,552	260,309	0	0	0	1,552
計	775,598	5,168	780,766	0	0	0	5,168

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,029,557	3,323	1,032,880	0	0	0	3,323
計	1,124,461	3,323	1,127,784	0	0	0	3,323

10款 教育費
4項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	504,232	5,812	510,044	0	3,200	0	2,612
----------	---------	-------	---------	---	-------	---	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	1,506	1 職員給与費	3,616
3 職員手当等	1,273	職員給料増	1,506
4 共済費	586	扶養手当減	△6
18 負担金補助及び交付金	251	地域手当増	137
		住居手当増	546
		通勤手当減	△294
		期末手当増	721
		勤勉手当減	△321
		児童手当増	490
		共済組合負担金増	572
		厚生会負担金増	14
		退職手当組合負担金増	251
12 委託料	1,690	2 情報教育推進費	1,552
13 使用料及び賃借料	△138	情報教育推進委託料増	1,690
		情報システム等使用料減	△138

1 報酬	1,150	1 職員給与費	1,623
3 職員手当等	214	会計年度任用職員報酬増	1,150
4 共済費	224	期末手当増	108
8 旅費	35	勤勉手当増	106
12 委託料	1,700	共済組合負担金増	81
		社会保険等負担金増	143
		費用弁償増	35
		3 学校給食費	1,700
		システム導入委託料	1,700

1 報酬	1,298	1 職員給与費	1,312
2 給料	△148	会計年度任用職員報酬増	1,298
3 職員手当等	△2	職員給料減	△148
		扶養手当増	203
		地域手当増	6
		管理職手当減	△84

10款 教育費

10款 教育費
4項 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	900,084	5,812	905,896	0	3,200	0	2,612

10款 教育費
5項 社会教育費

1 社会教育総務費	345,800	16,270	362,070	0	0	0	16,270
計	717,894	16,270	734,164	0	0	0	16,270

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
4 共済費	△173	住居手当増	1,123
8 旅費	38	通勤手当減	△50
10 需用費	4,500	期末手当減	△276
18 負担金補助及び交付金	299	勤勉手当減	△769
		児童手当減	△155
		共済組合負担金減	△328
		厚生会負担金増	17
		社会保険等負担金増	138
		費用弁償増	38
		退職手当組合負担金増	299
		2 幼稚園管理運営費	4,500
		修繕料増	4,500

1 報酬	6,914	1 職員給与費	16,270
2 給料	2,808	会計年度任用職員報酬増	6,914
3 職員手当等	3,762	職員給料増	2,808
4 共済費	2,290	扶養手当増	432
8 旅費	201	地域手当増	292
18 負担金補助及び交付金	295	管理職手当増	324
		住居手当増	606
		通勤手当増	39
		期末手当増	865
		勤勉手当増	1,084
		児童手当増	120
		共済組合負担金増	1,755
		厚生会負担金増	17
		社会保険等負担金増	518
		費用弁償増	201
		退職手当組合負担金増	295

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	6,643,553	423,492	7,067,045
17 府支出金	2,846,271	19,425	2,865,696
20 繰入金	1,521,453	△154,449	1,367,004
21 繰越金	1	112,884	112,885
22 諸収入	1,259,023	103,748	1,362,771
23 市債	3,405,600	△209,400	3,196,200
歳 入 合 計	36,586,100	295,700	36,881,800

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	318,930	4,173	323,103
2 総務費	4,110,038	141,603	4,251,641
3 民生費	15,396,212	△32,384	15,363,828
4 衛生費	2,547,747	△31,781	2,515,966
6 農林水産業費	459,592	19,187	478,779
7 商工費	244,274	13,424	257,698
8 土木費	4,204,830	164,316	4,369,146
9 消防費	2,767,626	△13,411	2,754,215
10 教育費	4,161,709	30,573	4,192,282
歳 出 合 計	36,586,100	295,700	36,881,800

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	4,173
19,041	△3,700	0	126,262
348,042	△328,200	0	△52,226
0	0	0	△31,781
13,000	0	0	6,187
10,000	5,800	0	△2,376
10,462	113,500	28,000	12,354
0	0	2,357	△15,768
40,000	3,200	0	△12,627
440,545	△209,400	30,357	34,198

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

承認第 7 号

議案（京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部
改正について）に対する意見について

議案（京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したので報告するとともに、承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 8 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、議案（京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に対する市長からの意見聴取について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。

写

令和8年（2026年）8月25日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔 公 印 省 略 〕

議案（京田辺市立こども園の設置及び管理に関する
条例の一部改正について）に対する意見聴取について

令和8年（2026年）8月25日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条並びに京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第1号及び第2号の規定に基づき意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。



令和 8 年（2026 年）8 月 25 日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上 村 崇
〔 公 印 省 略 〕

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する
条例の一部改正に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条並びに京田辺市が設置する
幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第 1 号及
び第 2 号の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

議案第 5 2 号

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、令和 9 年 4 月 1 日付けで「京田辺市立薪こども園」を設置するとともに、「京田辺市立薪幼稚園」を廃止するため、提案するものである。

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例（令和４年京田辺市条例第
３０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

京田辺市立薪こども園	京田辺市薪大欠５１番地
------------	-------------

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定
は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- ２ こども園の設置の届出その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「
施行日」という。）前においても行うことができる。

(在園児に関する経過措置)

- ３ 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園に在籍している者（
施行日に小学校就学の始期に達する者を除く。）は、施行日の前日までに当
該者の保護者から別段の申出がない限り、同表の右欄に掲げるこども園に入
園したものとみなす。

京田辺市立薪幼稚園	京田辺市立薪こども園
-----------	------------

(京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一
部を改正する条例の一部改正)

- ４ 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一
部を改正する条例（令和８年京田辺市条例第１５号）の一部を次のように改
正する。

別表３の項の改正規定を次のように改める。

別表３の項を次のように改める。

3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本 7 3 番地
	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内 5 7 番地 1
	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内 4 番地 1
	(4) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田 6 番地 3

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																														
(名称及び設置場所) 第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>京田辺市立薪こども園</td><td>京田辺市薪大欠5 1 番地</td></tr></table> 附 則 [京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第4項関係）] 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。 別表3の項を次のように改める。 <table><tr><td rowspan="4">3 幼稚園</td><td>(1) 京田辺市立田辺幼稚園</td><td>京田辺市田辺鳥本7 3 番地</td></tr><tr><td>(2) 京田辺市立草内幼稚園</td><td>京田辺市草内南垣内5 7 番地 1</td></tr><tr><td>(3) 京田辺市立三山木幼稚園</td><td>京田辺市三山木南垣内4 番地 1</td></tr><tr><td>(4) 京田辺市立普賢寺幼稚園</td><td>京田辺市水取門田6 番地 3</td></tr></table>	名称	設置場所	(略)	(略)	京田辺市立薪こども園	京田辺市薪大欠5 1 番地	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1	(4) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3	(名称及び設置場所) 第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 附 則 [京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第4項関係）] 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。 別表3の項を次のように改める。 <table><tr><td rowspan="5">3 幼稚園</td><td>(1) 京田辺市立田辺幼稚園</td><td>京田辺市田辺鳥本7 3 番地</td></tr><tr><td>(2) 京田辺市立草内幼稚園</td><td>京田辺市草内南垣内5 7 番地 1</td></tr><tr><td>(3) 京田辺市立三山木幼稚園</td><td>京田辺市三山木南垣内4 番地 1</td></tr><tr><td>(4) 京田辺市立薪幼稚園</td><td>京田辺市薪大欠5 1 番地</td></tr><tr><td>(5) 京田辺市立普賢寺幼稚園</td><td>京田辺市水取門田6 番地 3</td></tr></table>	名称	設置場所	(略)	(略)	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1	(4) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5 1 番地	(5) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3	薪こども園の設置 薪幼稚園の廃止
名称	設置場所																															
(略)	(略)																															
京田辺市立薪こども園	京田辺市薪大欠5 1 番地																															
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地																														
	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1																														
	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1																														
	(4) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3																														
名称	設置場所																															
(略)	(略)																															
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地																														
	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1																														
	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1																														
	(4) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5 1 番地																														
	(5) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3																														

議案第 4 3 号

京田辺市就学援助規則の一部改正について

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市認定地域クラブの活動開始に伴い、就学援助の受給世帯に対して参加費及び保険料を支給するほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則について

1 要旨

- (1) 第3条の経費の種類に、京田辺市認定地域クラブの活動に必要な参加費及び保険料として一律に負担すべきこととなる経費を追加します。
- (2) (1) の経費を援助するための申請及び援助期間等について定めます。

2 趣旨

令和8年5月1日付けで認定地域クラブ活動に係る経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に係る実施要領が施行されました。当該支援の対象者が、現在当市で支援している要保護・準要保護児童生徒と重複することから、当市では就学援助費として支援を行うこととし、対象経費の追加及び申請方法等の所要の改正を行うものです。

3 施行期日

この規則は、公布日に施行します。

なお、認定地域クラブ活動は、令和8年8月から開始しているため、令和8年度においては、12月31日までにあった届出は、認定地域クラブ活動に参加を開始した月に遡って有効とするよう、援助期間の特例を定めるものです。

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市就学援助規則（平成9年京田辺市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- （15） 地域クラブ活動参加費（京田辺市教育委員会が別に定めるところにより認定した地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の活動に必要な参加費及び保険料として一律に負担すべきこととなる経費をいう。ただし、1種目に限る。以下同じ。）

第3条第3項中「国が定める要保護児童生徒援助費補助金」を「国庫補助金」に改める。

第5条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 地域クラブ活動参加費について、援助を受けようとする保護者は、前項に定める申請のほか、教育長が別に定める方法により、参加する地域クラブの名称その他必要な事項を京田辺市教育委員会へ届け出なければならない。

第6条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同項ただし書中「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第7条第2項中「新入学児童生徒学用品費」の次に「及び地域クラブ活動参加費」を加える。

第8条中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域クラブ活動参加費にかかる援助の期間は、第5条第2項の規定による届出があった月（以下「届出月」という。）から届出月が属する年度の3月までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りではない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（援助期間の特例）

- 2 令和8年12月31日までの間になされたこの規則による改正後の京田辺市就学援助規則（以下「新規則」という。）第5条第2項の規定による届出に対する新規則第8条第2項の規定の適用については、同項中「第5条第2項の規定による届出があった月（以下「届出月」という。）から届出月が属する年度の3月」とあるのは、「地域クラブの活動に参加を開始した月から令和8年度の3月」と読み替えるものとする。

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
（経費の種類） 第3条 就学援助の経費（以下「就学援助費」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（14） （略） <u>（15） 地域クラブ活動参加費（京田辺市教育委員会が別に定めるところにより認定した地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の活動に必要な参加費及び保険料として一律に負担すべきこととなる経費をいう。ただし、1種目に限る。以下同じ。）</u> 2 （略） 3 就学援助費の額は、<u>国庫補助金</u>の費目ごとの児童又は生徒1人当たりの予算単価に準じるものとし、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。 （申請等） 第5条 （略） <u>2 地域クラブ活動参加費について、援助を受けようとする保護者は、前項に定める申請のほか、教育長が別に定める方法により、参加する地域クラブの名称その他必要な事項を京田辺市教育委員会へ届け出なければならない。</u> （認定） 第6条 教育長は、<u>前条第1項</u>の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、就学援助費の受給資格の認定の適否を決定し、校長を通じて保護者に通知するものとする。ただし、教育長は、<u>同項ただし書</u>の規定による申請があったときは、直接保護者へ通知することができる。 2 （略） （支給の方法） 第7条 （略） 2 市長は、前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費及び<u>地域クラブ活動参加費</u>については直接保護者に支給することができる。 3及び4 （略） （援助の期間） 第8条 就学援助の認定期間は、<u>第5条第1項</u>の規定による申請があった月（以下「申請月」という。）又はその翌月から申請月が属する年度の3月までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、申請月又はその翌月から申請月が属する年度の翌年度の3月までとすることができる。	（経費の種類） 第3条 就学援助の経費（以下「就学援助費」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（14） （略） 2 （略） 3 就学援助費の額は、<u>国が定める要保護児童生徒援助費補助金</u>の費目ごとの児童又は生徒1人当たりの予算単価に準じるものとし、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。 （申請） 第5条 （略） （認定） 第6条 教育長は、<u>前条</u>の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、就学援助費の受給資格の認定の適否を決定し、校長を通じて保護者に通知するものとする。ただし、教育長は、<u>同条ただし書</u>の規定による申請があったときは、直接保護者へ通知することができる。 2 （略） （支給の方法） 第7条 （略） 2 市長は、前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費については直接保護者に支給することができる。 3及び4 （略） （援助の期間） 第8条 就学援助の認定期間は、<u>第5条</u>の規定による申請があった月（以下「申請月」という。）又はその翌月から申請月が属する年度の3月までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、申請月又はその翌月から申請月が属する年度の翌年度の3月までとすることができる。	経費種類の追加 対象国庫補助金 が異なることによる改正 字句の整理 文言の追加 項の追加による 修正 直接支給対象項目の追加 項の追加による 修正

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
2 前項の規定にかかわらず、地域クラブ活動参加費に係る援助の期間は、第5条第2項の規定による届出があった月（以下「届出月」という。）から届出月が属する年度の3月までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りではない		援助期間の追記

○京田辺市就学援助規則

平成9年1月13日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童若しくは生徒又は就学予定者の保護者に対し援助を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(援助の受給資格)

第2条 この規則による援助(以下「就学援助」という。)を受けることができる者は、京田辺市立小学校若しくは中学校に在学する児童若しくは生徒若しくはこれらの学校への就学予定者又は京田辺市に在住し、京都府立中学校若しくは生駒市立生駒北中学校に在学する生徒若しくはこれらの学校への就学予定者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童又は生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。)とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている世帯の児童若しくは生徒又は受ける予定である世帯の就学予定者
- (2) 教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童若しくは生徒又は就学予定者

(経費の種類)

第3条 就学援助の経費(以下「就学援助費」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
 - (2) 通学用品費(ただし、第1学年の児童及び生徒を除く。)
 - (3) 新入学児童生徒学用品費
 - (4) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
 - (5) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
 - (6) 学校給食費
 - (7) 体育実技用具費
 - (8) 修学旅行費
 - (9) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病に限る。)
 - (10) 通学費
 - (11) 児童生徒会費
 - (12) PTA会費
 - (13) クラブ活動費
 - (14) 卒業アルバム代
- 2 要保護者であって、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受給しているものについては、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号まで、第6号、第7号及び第10号から第14号までに掲げる経費を就学援助費から除く。
- 3 就学援助費の額は、国が定める要保護児童生徒援助費補助金の費目ごとの児童又は生徒1人当たりの予算単価に準じるものとし、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。

第4条 削除

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書兼世帯票(別記様式)に必要な書類を添えて、児童又は生徒が在学する学校(就学予定者にあつては、就学を予定する学校)の校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、保護者が就学予定者に係る申請を行う場合であつて、教育長が必要と認めるときは、直接教育長に提出することができる。

(認定)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、就学援助費の受給資格の認定の適否を決定し、校長を通じて保護者に通知するものとする。ただし、教育長は、同条ただし書の規定による申請があつたときは、直接保護者へ通知することができる。

- 2 教育長は、前項の認定を行うに当たり、保護者から必要に応じて源泉徴収票その他必要な書類を提出させるものとする。

(支給の方法)

第7条 市長は、前条第1項の規定による認定をした保護者に対し、校長を通じて、就学援助費を支給するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費については直接保護者に支給することができる。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例(令和5年京田辺市条例第31号)に規定する学校給食費については直接保護者に現物支給することができる。
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、医療費については直接医療機関へ支払うことができる。

(援助の期間)

第8条 就学援助の認定期間は、[第5条](#)の規定による申請があった月(以下「申請月」という。)又はその翌月から申請月が属する年度の3月までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、申請月又はその翌月から申請月が属する年度の翌年度の3月までとすることができる。

(認定の取消し)

第9条 教育長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めたときは、就学援助を停止し、又は認定を取り消すことができる。

- (1) 保護者が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 保護者が[第2条](#)に規定する受給資格を有しなくなったとき。
- (3) その他就学援助の必要がなくなったとき。

(就学援助費の返還)

第10条 市長は、教育長が[前条](#)の規定により就学援助を停止し、又は認定を取り消した場合であって、既に就学援助費を支給したときは、当該就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、田辺町が市となる日〔平成9年4月1日〕から施行する。

附 則(平成16年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月20日教委規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月29日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月23日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月18日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月16日教委規則第4号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日教委規則第4号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月15日教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京田辺市就学援助規則の規定による就学援助の申請に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式(第5条関係)

別記

様式(第5条関係)

年度就学援助費受給申請書兼世帯調査票

(表)

No. _____

注
太線の
中だけ
書いて
ください。

申請者 世帯主	以下の理由により、就学援助費の支給を受けたいので申請します。 年 月 日		学年	学 校 名	氏 名	認定 種別	要保護・準要保護・否				
	住所						年 月 日				
	電話番号()						転入 理由				
ふりがな		児童 氏名					備考				
氏名											
世帯の状況 (世帯主 本人も記入)	氏 名	世帯主 との 続 柄	生 年 月 日	年 齢	勤労先又は学校名及び学年 (前年12月末日の状況を記入)	教育援助 給食費 高学額	生 活 扶 助 1 額 2 額		収 入		
	1		世帯主	・ ・	才			高学額 各種 4	所得 額	1	
	2			・ ・				住宅扶 助 5		2	
	3			・ ・				障害者 加算 6	計	A	
	4			・ ・				母子加 算 7		扶 養 給 付 額	
	5			・ ・				学生加 算 8	計	B	
	6			・ ・				需要額 a~b		1 額	
	7			・ ・				D収入額 1 需要額	収入額 A~D	C	
	8			・ ・						収入月 額	B
	9			・ ・			a	b	c	C × 1/12	
	10			・ ・							
合計 世帯員 人											
前年度受給の有無		1 有(要・準) 2 無									
居 住 の 状 況		1 持家 2 借家・借間(月額 円)									

就学援助費の受給申請、認定後の就学援助費の請求及び受領に関する
事務を児童生徒の在学する学校の学校長に委任します。
(あて先)京田辺市教育委員会教育長
保護者氏名
(ただし、認定されなかったときは、認定後の委任行為は取り消します。)

(裏)

就学援助を受給希望する事由(該当記号に○をつけること。)

A 要保護として受給希望
現在生活保護を受けている。

B 準要保護として受給希望
1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。
ア 生活保護の停止又は廃止。
イ 市民税が非課税になった。
ウ 市民税が減免になった。
エ 個人事業税が減免になった。
オ 固定資産税が減免になった。
カ 国民年金の掛金が減免された。
キ 国民健康保険税が減免された。
ク 児童扶養手当の支給を受けた。
2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。
理由(具体的に)

左の事由について添付すべき書類

Aの場合
生活保護受給証明書

Bの1の場合
アの場合 停止又は廃止になったことを証明する書類
イの場合 市民税非課税証明書
ウ~キの場合 減免決定通知書の写し
クの場合 児童扶養手当支給証書の写し

Bの2の場合
確定申告書(第一表・第二表)の写し若しくは給与所得の源泉徴収票の写し又はその他所得状況を証明した書類

就学援助費の受給資格の認定審査に係る
所得・課税状況等調査の承諾について

就学援助費の受給資格の認定のため、教育長が必要な調査を行うこと
に同意します。

(あて先)京田辺市教育委員会教育長

年 月 日

申請者住所 _____
申請者氏名 _____
同一世帯員氏名 _____
N _____
N _____
N _____

校長の所見

学校名

校長

議案第 4 4 号

令和 8 年度京田辺市教育委員会表彰について

京田辺市教育委員会表彰規則（昭和 4 5 年京田辺市教育委員会規則第 2 号）の規定により、別紙の者を表彰したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 8 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市の教育、学術、文化及びスポーツの振興発展に貢献した者について、京田辺市教育委員会表彰規則に該当する被表彰者及び感謝状の被贈呈者として提案するものである。

別紙

教育文化功労者表彰被表彰者候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	おくの ひろしげ 奥野 博茂	多年に渡り、学校歯科医として学校保健の向上に貢献された。
2	ていーすくえあきょうと じょし T－SQUARE京都（女子）	第39回全国小学生ハンドボール大会女子の部において、優秀な成績（優勝）をおさめられ、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされた。
3	ていーすくえあきょうと だんし T－SQUARE京都（男子）	第39回全国小学生ハンドボール大会男子の部において、優秀な成績（優勝）をおさめられ、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされた。

感謝状贈呈候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	みた けんいち 味田 憲一	多年にわたり、京田辺市スポーツ協会副会長を務められ、本市のスポーツ振興にご尽力いただいた。
2	おぐら きょうこ 小倉 京子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
3	こばやし まさお 小林 将夫	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4	こやま たかこ 小山 孝子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

○京田辺市教育委員会表彰規則

昭和45年7月28日

教育委員会規則第2号

改正 平成12年10月5日教委規則第6号

平成15年10月29日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、京田辺市の教育、学術及び文化（以下「教育」という。）の振興発展に貢献したものを表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第1条の2 表彰は、次に掲げる種類とする。

- (1) 教育委員、教育長の表彰
- (2) 教育関係職員の表彰
- (3) 生徒、児童の表彰
- (4) 教育文化功労者表彰
- (5) 感謝状

(教育委員、教育長の表彰)

第2条 教育委員又は教育長で任期2期以上その職にある者又はあった者について、表彰する。

(教育関係職員の表彰)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）は、京田辺市立の小学校及び中学校の校長及び教職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 職務上特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 前号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあった者

(生徒、児童の表彰)

第4条 学校の生徒又は児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰するに値すると認められる成績又は

行為のあった者

(教育文化功労者表彰)

第5条 学校、教育機関又は公共の団体その他のもので次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

(1) 教育の振興発展に貢献して、その功績が顕著なもの

(2) 社会教育、社会体育、芸能等の文化活動において優秀な成績のあったもの

(3) 前2号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあったもの

(感謝状)

第6条 委員会は、教育の振興発展に寄与し、又は優れた善行により他の模範となるものに対して感謝の意を表することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(追彰)

第8条 この規則の規定により被表彰者としての要件を満たした者が、表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。

2 前項に定める遺族の順位は、次によるものとする。

(1) 配偶者（事実上、婚姻関係と同様の関係のあった者を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(表彰を行う日)

第9条 表彰は、11月3日（文化の日）に行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

(被表彰者の選定)

第10条 被表彰者の選定は、教育長の推薦に基づき委員会が行う。

(被表彰者の登載)

第 1 1 条 被表彰者は、委員会保管の表彰者名簿に登載する。

(委任)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 4 5 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 2 年 1 0 月 5 日教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 1 0 月 2 9 日教委規則第 1 0 号)

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市教育委員会教育文化功労者表彰及び感謝状に関する贈呈要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京田辺市教育委員会表彰規則（昭和45年京田辺市教育委員会規則第2号）第12条の規定に基づき、教育文化功労者表彰及び感謝状の対象等について必要な事項を定めるものとする。

(教育文化功労者表彰の対象)

第2条 教育文化功労者表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が認める個人又は団体とする。

- (1) 社会教育委員、京田辺市文化財保護審議会委員、京田辺市スポーツ推進委員、図書館協議会委員、京田辺市スポーツ推進審議会委員、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の職に通算して20年以上ある者又はあった者
- (2) 京田辺市スポーツ協会、京田辺市文化協会その他の社会教育関係団体台帳に登載している団体の会長又は副会長に相当する職に通算して20年以上ある者又はあった者
- (3) 住民センター運営協議会委員、生涯学習推進協力員又は市長若しくは教育委員会が主催する教育、文化及びスポーツの向上を目的とした教室又は講座の講師として活躍し、教育の振興に多年にわたって著しい貢献をした者
- (4) 学術、芸術又はスポーツの分野において、全国規模以上の大会、競技会等で優勝し、又は優秀な成績を挙げ、文化の発展又はスポーツの振興に寄与したと認められる京田辺市民、京田辺市立小・中学校、京田辺市立幼稚園・認定こども園又は京田辺市内にある事業所のサークル（団体）若しくは当該事業所に勤務する者

(在職期間の通算)

第3条 前条第1号及び第2号の規定による在職期間の計算は、在職した期間を通算して得た年数とする。ただし、同一時期に重複して2以上の職にあるときは、いずれか1の職の在職期間とする。

(感謝状の対象)

第4条 感謝状の対象は、次の表の各号のいずれかに該当し、教育委員会が認める個人又は団体とする。

- (1) 社会教育委員、京田辺市文化財保護審議会委員、京田辺市スポーツ推進委員、図書館協議会委員、京田辺市スポーツ推進審議会委員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、住民センター運営協議会委員又は生涯学習推進協力員の職に10年以上ある者又はあった者
- (2) 京田辺市スポーツ協会、京田辺市文化協会その他の社会教育関係団体台帳に登載している団体の会長又は副会長に相当する職に10年以上ある者又はあった者
- (3) 市長又は教育委員会が主催する教育、文化及びスポーツの向上を目的とした教室又は講座の講師として、教育の振興に多年にわたって貢献をした者
- (4) 教育、文化、スポーツその他の青少年育成活動にボランティアとして携わり他の模範となる成果をあげた個人若しくは団体又はおおむね10年以上にわたって登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり他の模範となる成果をあげた個人
- (5) 教育振興のために金品の寄附を行い、特に感謝状を贈呈する必要があると認められる個人又は団体

(報告)

第5条 表彰状又は感謝状を贈呈する必要がある場合は、教育文化功労者表彰贈呈候補者・感謝状贈呈候補者報告書（別記様式）により教育長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月29日から適用する。

附 則（第6条削除）

この要領は、平成17年10月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和２年８月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和６年７月１２日から適用する。